

加古川市生活支援体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施することにより、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は加古川市（以下「市」という。）とする。

2 市は、事業の目的を効果的に達成するため、事業運営が適正に確保できると認められる社会福祉法人、医療法人等に事業の実施を委託することができる。

(事業内容)

第3条 生活支援サービスの体制整備を推進するために、生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、コーディネート機能を有する者を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以下「コーディネーター」という。）として地域の実情に応じて配置する。

2 コーディネーターは、地域包括支援センター等と連携し、地域の高齢者の日常生活ニーズ調査及び地域資源の状況を把握するとともに、以下の取組みを総合的に支援・推進するものとする。

- (1) 地域のニーズと資源の見える化及び問題提起
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3) 関係者間のネットワーク化
- (4) 目指す地域の姿や方針の共有及び意識の統一
- (5) 生活支援の担い手の養成及びサービスの開発
- (6) ニーズとサービスのマッチング

(コーディネートの活動範囲)

第4条 コーディネートを実施する範囲は、市全体の区域（第1層）と市内の中学校区域等（第2層）とする。

(協議体)

第5条 市は、コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有および連携・協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークとして「協議体」を設置する。

(協議体の役割)

第6条 前条の協議体は、次の役割を担う。

- (1) コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域ニーズ、地域資源の把握、情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスの担い手養成等の企画、立案、方針の策定等

(協議体の構成員)

第7条 第5条の協議体は、市、社会福祉協議会、コーディネーター、地域包括支援センター、自治会関係者、民生委員、ボランティア関係者等、この事業の目的達成のために必要と認められる者により構成する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 市は、この事業の実施にあたり、地域の関係主体が個人情報を取り扱う必要がある場合には、当該主体が個人情報の取り扱いに関する関係法令を遵守するよう、必要な指導、助言等を行わなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。